

にいがた食の安全・安心基本計画

概要版

平成 19 年度 ～ 平成 24 年度

見える安全 知る安心 みんなで育む 食のにいがた



消費者



食品関連事業者



行政

**消費者、食品関連事業者、行政が相互理解と協力の下、
食の安全・安心を推進します！**

にいがた食の安全・安心基本計画とは・・・

- にいがた食の安全・安心条例に基づき、消費者・食品関連事業者・行政が一体となって**食の安全・安心**に取り組むための総合的な計画です。
- 条例の条項に沿って行う中期的な取組の内容を明らかにするものです。
- 計画の到達度を確保するため「成果指標」を設定しました。
- 食品関連事業者や消費者にも具体的な役割を提示しました。

平成 19 年 3 月
(平成 22 年 1 月一部改訂)



計画の目標：食の安全・安心の実現

成果指標：食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる
県内外の住民の割合

★この成果指標は、アンケート調査
で把握し、計画全体の進捗状況
の指標となります！

区 分	基準値 (H18年)	現 状 (H19年)	中間目標 (H20年)	目 標 (H24年)
県 内	42.3%	45.2%	50.0%	50%以上
首都圏	42.9%	48.6%	50.0%	50%以上

計画の施策体系図

目標

施策の視点

食の安全・安心に関する基本的施策

食の安全・安心の実現

視点1
安全で安心な食品の
提供

見える安全



- 施策1 安全で安心な農作物等の提供の推進
- 施策2 安全で安心な畜産物の提供の推進
- 施策3 安全で安心な水産物の提供の推進
- 施策4 安全で安心な加工食品の提供の推進
- 施策5 添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底
- 施策6 遺伝子組換え作物の他の作物との交雑・混入の防止
- 施策7 一貫した監視等の実施
- 施策8 食品等の適正な表示の徹底
- 施策9 危機管理体制の整備
- 施策10 研究開発の推進

視点2
食の安全・安心を育む
信頼関係の確立

知る安心



- 施策11 県からの情報発信の強化
- 施策12 食品関連事業者から消費者への情報提供の推進
- 施策13 消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進
- 施策14 自主基準の設定及び公開の推進
- 施策15 食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進
- 施策16 食の安全・安心に係る施策の申出制度の普及
- 施策17 食に起因する危害情報の申出制度の普及
- 施策18 国や他の自治体との協力体制の整備
- 施策19 食の安全・安心に係る人材の育成
- 施策20 環境保全に配慮した事業活動の推進

県の主な取組

環境保全型農業の推進（施策 1,20）

化学合成農薬や化学肥料の使用量を低減した栽培の実践を通じ、環境と調和した環境保全型農業を推進します。

また、環境保全型農業を実践する農業者を「エコファーマー」として認定します。



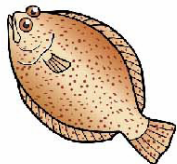
畜産農場への HACCP（ハサップ）方式の導入と安心農場の認定（施策 2）

HACCP方式による衛生管理を行う畜産農場を「畜産安心ブランド生産農場」として認定する制度の普及を進め、安全・安心な畜産物の提供を推進します。



水産業での高度な鮮度・衛生管理施設の導入に対する支援（施策3）

漁港や荷捌き所において、海水清浄化装置、海水冷却装置等が積極的な導入されるよう、補助、融資等の支援を行います。



監視指導計画に基づく効果的な監視・検査の実施（施策 4,7）

食品営業施設等の規模や流通の広域性、食中毒発生の危険性などを考慮して、施設の監視指導や流通食品の行政検査の具体的な年間計画を立案し、監視指導や検査を行い速やかに公表します。

特に大規模製造業や広域流通食品取扱い施設については重点的な監視を実施します。



HACCP（ハサップ）の考え方を取り入れた衛生管理手法の普及（施策4）

食品営業施設等にHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を普及するため、HACCPの基礎をなす一般衛生管理について積極的な取り組みを行っている企業を支援します。

Hazard Analysis Critical Control Point
(危害分析重要管理点)

販売店における食品表示の点検指導、監視の実施（施策8）

販売店等に対し立入調査、点検、監視を行い、不適正な表示については迅速に排除するとともに、必要な改善指導、指示を行い、適正な表示を確保します。

また、県民から公募した食品表示ウォッチャーによる食品販売店での表示調査の結果を県の指導等に役立てていきます。



食品等に起因する健康被害事例の適切な調査と被害拡大防止指導（施策 9）

食中毒マニュアル等に基づき、迅速かつ的確に調査を行い、原因究明と被害拡大防止措置を行います。

広域影響を及ぼす緊急事案発生時には特別監視チームによる調査・監視を実施します。

主な取組指標

項目	基準値 (H18年)	現状 (H19年)	中間目標 (H20年)	目標 (H24年)	関連する 施策
特別栽培農産物等面積	16,064ha	34,154ha	35,000ha	55,000ha	1,20
エコファーマー認定者数	3,846人	9,906人	2,500人	16,000人	1,20
HACCP方式導入畜産農場の認定数	142戸	173戸	115戸	290戸	2
高度な鮮度・衛生管理施設導入荷捌き所数	4箇所	6箇所	5箇所	8箇所	3
県内の食中毒罹患率(人口10万人あたり)	24.5人※	26.0人	22人	20人以下	4,7
食品衛生法に基づく規格基準検査違反率	0.74%	0.38%	0.7%	0.6%	5,7
広域流通食品製造施設監視数	2,028回	2,476回	2,300回	2,300回	8

※この数値は過去5年間（平成14～18年）の平均値です。

知る安心

～ 食の安全・安心を育む信頼関係の確立 ～

県の主な取組

県ホームページ等による情報提供（施策 11）

県ホームページで、食の安全・安心に関するあらゆる情報を、総合的かつ体系的に情報発信します。

また、メールマガジンを定期的に発行し積極的な情報発信を行います。



食品販売店と協力して行う消費者への情報提供

（施策 11）

スーパーマーケット等の店頭に掲示板を設置してもらい、消費者の皆さまに、食品の検査や表示、食中毒予防など食の安全・安心に関する様々な情報を提供します。



健康づくりに寄与する取組をしている飲食店等の情報提供（施策 12）

消費者の健康づくりを推進するため、健康に配慮したメニューや栄養情報等を提供している飲食店等を「健康づくり支援店」に指定し、県のホームページで紹介します。



食の安全・安心フォーラムなどの開催

（施策 13）

県は、消費者、食品関連事業者の相互理解の推進のため、相互に関心の高いテーマや伝えたいテーマによる意見交換会などを開催します。



食育を通じた食の安全・安心に関する知識の普及（施策 15）

新潟県食育推進計画に基づき、食育を県民運動として推進することにより、食の安全・安心に関する正しい知識の普及を図り、消費者がその知識を基にして、食品を選択できる力を習得する取組を進めます。



にいがた食の安全・安心サポーターの設置

（施策 19）

きのこの食・毒鑑別のできる人や、食品衛生に関して高度な知識を持つ人を「にいがた食の安全・安心サポーター」として委嘱し、消費者や事業者への正しい知識の普及を図ります。



主な取組指標

項目	基準値 (H18年)	現状 (H19年)	中間目標 (H20年)	目標 (H24年)	関連する 施策
県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数	24,269	34,417	20,000	50,000	11,15
メールマガジン「いただきます！にいがた食の安全・安心通信」配信登録者数	197人	376人	1,500人	3,000人	11
県からの食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合	23.6%	27.6%	35%	50%	11,15
健康づくり支援店指定数	874店※1	711店	1,250店	1,700店以上	12,15
学童等体験活動参加者数(修学旅行や総合学習等で体験交流に参加した小中学生の数)	87,418人・日 (H16年)※2	123,306人・日	110,000人・日	130,000人・日	12,15
県民意見交換会の開催回数	4回	5回	7回	14回	13
にいがた食の安全・安心サポーター数	34人	34人	40人	40人	19

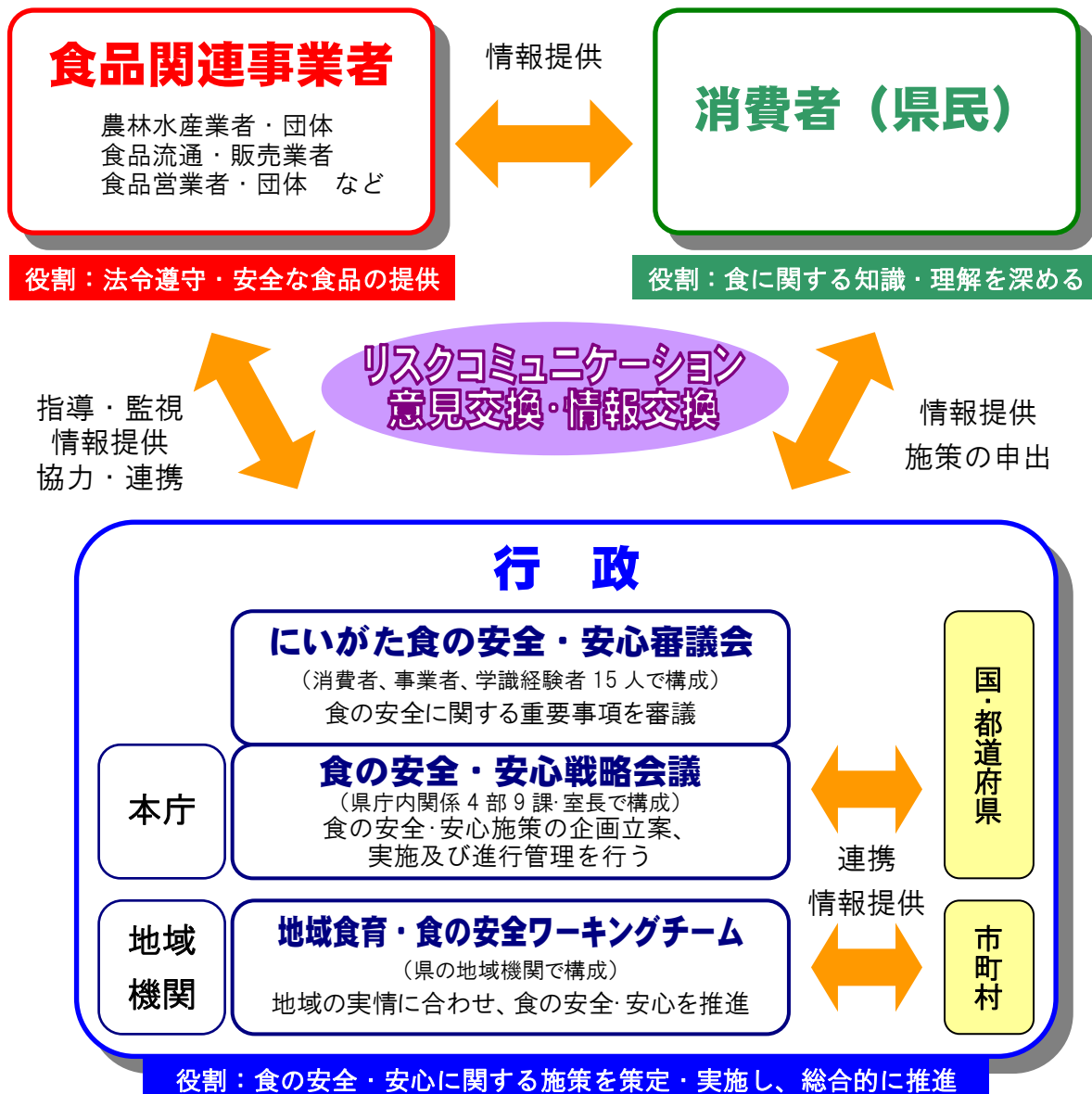
※1 平成19年3月要領一部改正

※2 事業開始時点の平成16年を基準としています。

計画の推進体制

食の安全・安心に深く関係する県庁内関係課で組織した「食の安全・安心戦略会議」を中心に、「にいがた食の安全・安心審議会」の意見を踏まえ、国や他の都道府県とも連携しながら食の安全・安心に関する施策を、総合的かつ計画的に推進します。

地域においては、食育の推進と合わせ、県の地域機関で組織する地域食育・食の安全ワーキングチームを中心に、市町村や関係団体、地域住民らと連携して計画を推進します。



計画の推進体制

計画の実効性を確保するために、成果指標と34の取組指標を活用した進行管理を行います。

実施状況は、「にいがた食の安全・安心審議会」の点検を受けるとともに毎年度公表し、県民のみなさまの意見を求めながら必要に応じ実施方法等を見直していきます。



にいがた食の安全・安心審議会

みんなで育む 食のいがた

消費者、食品関連事業者、行政が一体となって食の安全・安心を推進するため、それぞれが期待されている役割を担い、様々な取組を展開します。

食品関連事業者の役割（抜粋）

- 行政や関係団体の各種講習会などに積極的に参加し、食の安全に関する知識の習得に努めます。
- 食品の生産、製造履歴の記録に努め、生産、製造管理技術の向上を図ります。
- 各種認証制度など、食の安全・安心につながる仕組みを積極的に活用します。
- 添加物や農薬、動物用医薬品は適正使用に努め、必要に応じて自主検査を行うとともに、積極的な情報公開に努めます。
- 消費者との交流等を通じ、食の安全に関する自らの取組への理解を深めるよう努めます。
- 健康被害に関する情報や法の規定に適合しない事実を知った場合、速やかに保健所に報告します。



消費者の役割（抜粋）

- 食に関する意見交換会や交流会に積極的に参加し、自らの意見についても積極的に発言します。
- 行政や関係団体、事業者などから情報を集め、添加物や農薬などについての正しい知識の習得に努めます。
- 食品の生産、流通及び安全・安心のためのコストについて理解を深め、県産食品の消費に努めます。
- 各種認定・認証制度の意味や効果を理解し、積極的に取り組んでいる事業者の製品を選択するなど自らの消費行動に活用するよう努めます。



問い合わせ先

新潟県福祉保健部 生活衛生課 食の安全・安心推進係(食の安全・安心戦略会議事務局)
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話:025-280-5205 FAX:025-284-6757



ホームページ「**いがた食の安全インフォメーション**」のご案内

基本計画の全文もここでご覧になれます。

<http://www.fureaikan.net/syokuinfo/>

いがた食の安全

検索



メールマガジン「**いただきます！いがた食の安全・安心通信**」のご案内

食の安全・安心に関する注目の話題などを盛り込んだ電子メールを毎週木曜日にお届けします！

